

鎌倉市教育委員会 令和2年4月定例会会議録

○日時 令和2年(2020年)4月15日(水)
9時30分開会 10時57分閉会

○場所 鎌倉市役所 全員協議会室

○出席委員 安良岡教育長、齋藤委員、山田委員、下平委員、朝比奈委員

○傍聴者 1人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 安良岡教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告

ア 令和元年度鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)に係る報告について

イ 鎌倉市立小中学校における一斉臨時休業に係る専決処分の報告について

ウ 令和2年度(2020年度)鎌倉市教育センター実施事業計画について

エ 行事予定(令和2年(2020年)4月15日～令和2年(2020年)5月31日)

日程2 議案第1号

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について

日程3 議案第2号

鎌倉市生涯学習センター条例施行規則及び鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について

日程4 議案第3号

令和2年度(2020年度)教育部工事年間計画について

日程5 議案第4号

令和3年度(2021年度)使用教科用図書の採択方針について

日程6 議案第5号

鎌倉市就学支援委員会委員の委嘱について

日程7 議案第6号

鎌倉市教科用図書採択検討委員の委嘱について

安良岡教育長

4月定例会を始める前に、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、傍聴については極力ご遠慮いただいているところであるが、この4月定例会に限り、希望者へ会議の音声データの貸出を行うこととしているためご承知いただきたい。また、教育委員会の職員についても部長と次長で対応させていただくのでよろしく願います。それでは定足数に達成したので委員会は成立した。これより4月定例会を開始する。本日の会議録署名委員を山田委員に願います。本日の議事日程はお手元に配付したとおり。なお、日程の7議案第6号「鎌倉市教科用図書採択検討委員の委嘱」については、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とさせていただきたいと思うが、ご異議ないか。

(異議なし)

安良岡教育長

異議なしと認め、日程7については非公開とし、公開案件が終了した後に報告協議等を行うものとする。では日程に従い議事を進めさせていただく。

1 報告事項

(1) 教育長報告

安良岡教育長

4月は4月1日に辞令交付を行った。いつもはこの部屋で辞令交付を行っていたのだが、ちょっと狭いということで今年は御成小学校の体育館を借りて、ある程度の距離を確保しながら辞令交付式を行わせていただいた。新任の校長が5人、教頭が8人、そして新任の教員が8人ということで、例年から比べると新任採用の職員が少なくなっている状況である。また校長、教頭、新しく教員になられた皆さんには学校経営に向けてそれぞれ力を発揮していただきたいと思っているところである。

4月1日に国で専門会議の提言があり、それを受けて鎌倉でも4月2日に臨時の校長会を開催し、4月1日に県からも今後2週間程度の休業を要請するという文書がきたところで、それを受けて校長会で調整をさせていただき、4月6日の始業式と入学式だけは開催して、その後4月17日まで休業と決めさせていただいたところである。

4月7日に国から緊急事態宣言が発令され、県はこれを受けて実施方針を定める中で、市でも学校の5月6日までの休業という要請があったので、鎌倉市対策本部会議の中で小中学校を5月6日まで休業するという話をさせていただき、4月8日の校長会にて学校の休業期間を延長して5月6日まで休業をすることを決めさせていただいたところである。そのためこれまで1学期に予定していたさまざまな学校行事については、全て2学期に延期するような方向で各学校が取り組んでいるところである。

(2) 部長報告

教育部長

鎌倉市教育委員会の取組ということで報告を1点だけさせていただく。新型コロナウイルスの感染症拡大防止に係る取組についてご報告させていただく。なお、学校の休業についてはこの後の専決処分で報告をさせていただくため、まず教育員会所管施設についてご報告をさせていただきたいと思う。

鎌倉市は新型コロナウイルス感染の流行を早期に終息させるために徹底した対策を講じる必要があることから基本方針を定めており、この基本方針にもとづいて学校の休業を始めとするさまざまな取組を行ってきている。

4月7日に政府は大都市圏を中心に感染が急激に拡大する状況であることから、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象に特別措置法に基づく緊急事態宣言を行っている。これを受け神奈川県では県民の外出の自粛、密閉・密集・密室を避ける行動を徹底すること、施設の使用停止及び催し物の開催の停止要請等がされているところである。このような状況を踏まえ、市として最大限の感染防止対策を継続する必要があることから、教育委員会が所管する公共施設として、小中学校の学校施設の開放、地域館を含む生涯学習施設、中央図書館、地域図書館及び鎌倉歴史文化交流館、鎌倉国宝館を5月6日まで休館を延長することとした。

(3) 課長等報告

ア 令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）に係る報告について

安良岡教育長

では次に課長報告に移る。報告事項のア「令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）に係る報告について」、報告をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

「令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）に係る報告について」、報告をさせていただく。

議案集1ページから3ページをご覧ください。今回の補正は教育部が所管する歳入及び歳出の補正になる。本来であれば教育委員会で協議の後、市議会で諮るものだが、時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項にもとづき、令和2年3月27日付けで市長が専決処分を行ったものである。

始めに歳出について説明をする。議案集の3ページをご覧ください。55款教育費10項小学校費5目学校管理費◎小学校給食事務は371万4千円の増額で、新型コロナウイルスに関する感染症防止対策として臨時休校を実施した事に伴い、小学校給食費返還に係る賄材料費の増額補正を行ったものである。

次に歳入について説明をする。2ページをご覧ください。まず55款国庫支出金10項国庫補助金50目教育費補助金は1億8,284万3千円の減額で、市議会2月定例会にて補正予

算の措置を行った GIGA スクール構想対応に係る国庫補助金事業の内定に伴う国庫支出金の減額を、歳出でご説明をした小学校給食費の返還に係る歳出事業に対する国庫補助金の増額追加を、続いて 90 款市債 5 項市債 50 目教育費は 1 億 8,300 万円の増額で、先にご説明した国庫補助金の内定額が当初の見込みより下回ったことに対し、市債を充当するための増額を計上した。以上、教育委員会所管部分は 15 万 7 千円の増額補正を行ったものである。

(質問・意見)

安良岡教育長

この GIGA スクールのところは、当初はこの予算で国に補助金の申請をしたということによろしいか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

GIGA スクールの関係なのだが、資料の 2 ページの 25 番と 30 番の部分であるが、国庫の補助金申請を 4 億 4,657 万 8 千円という形で当初交付申請をしたのであるが、30 番についてはまだ内定という形ではないのだが、その内定額が 1 億 4,098 万円と 1 億 1,997 万円、合計で 2 億 6,095 万円という内定額をいただき、1 億 8,562 万 8 千円の減額という形になったものである。今回 GIGA スクール構想を進めるにあたり、減額された部分については、表の下段にある市債ということで 1 億 8,300 万円の借入をして、その事業の減額された部分に充当して実施していくという内容である。

安良岡教育長

国も全国から申込みがあり、なかなか予算が全部内定できなかったようなので、減額されてしまったのであるが、鎌倉市としては当初から予定している内容の施設を作りたいということで、市長とも話をさせていただいて、市でお金を出していただけるということでそのまま計画を進めさせていただくということになった。

あとこの 3 ページの給食費については、小学校ということなので材料を購入してしまった分であるとか、その返金ということでよいのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

歳出の部分であるが、こちらについては 3 月 2 日から学校を臨時休校したことに伴い給食の提供はしなかった。既に 3 月分の給食の材料を購入しており、返品やキャンセル等ができなかった経緯については、本来であれば保護者の皆様から集めた給食費から対応するものであるが、今回のコロナウイルスの対応として保護者の負担軽減を図るという指示があったので、実施しなかった給食費については全額保護者に返還をし、キャンセルできなかった部分の材料費については公費で負担するというので今回予算措置をしたものである。

山田委員

今の給食費に関してなのだが、新年度の今から連休明けまでの休校に関しても同じ措置なのかということが一つの質問と、食材が事前にキャンセルできていたり生産者もそれを了解

していればよいのであるが、休校の期間の食材も買い取らなければいけないという場合、テレビ等で拝見すると、捨てたり廃棄にならないように、食材等を市が町の人に売ったり、あるいは今は家庭で過ごす時間が多いので家庭で消費していただくということで有効に使ったりする取組があるようだが、何かそのあたりは、なかなか上手くいくとは限らないが、現状ではどのようにお考えか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

5月以降の材料費だが、今時点では5月6日まで休校ということで5月11日から給食を開始しようと計画をしており、その分については材料の発注はしていないので材料費のキャンセル分は発生しないのだが、その判断がいつになるのか、休校が延びるのか延びないのかの判断がされる時期によって、発注をしなければならぬ部分が出てくると思うのだが、その発注した部分について休校が延びるようであれば、また同じような形で公費でキャンセル分等の負担をしなければいけない部分が出てくると思う。あとは話のあった余っている材料については、今ふるさと寄付金担当であるとか共創計画部、市役所全体でそのあたりの取組は考えているようなので、また詳しい話が分かったら情報提供をさせていただきたいと思う。

教育部長

補足をさせていただくと、まず公費負担も税金なので、なるべく公費負担にならないような形で判断をしていきたいということと、今ふるさと寄付金の話をさせていただいたが、実際に3月の時からふるさと寄付金として提供させていただいて好評はいただいている。ただ、小規模の事業者全てということにはなっていないのであるが、そういう形で支援するようなことを鎌倉市としてもとっているような状況である。

下平委員

今、小学校の給食についての話だったのだが、中学校給食の対応というのはどのように進んでいるのか伺いたい。

教育部次長兼教育総務課担当課長

中学校は委託業者が作っているのですが、その委託料の中で3月分については材料費を按分、材料でキャンセルできない分は支払ったという形である。提供できなかった分については、それを相殺して委託料として払ったという形になる。4月以降についても、中学校の給食についてはこれから業者と調整しながら材料費については調整していくことになる。

下平委員

保護者からの給食費の引き落としはどのようになっているのか。今は無しになっているのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

今、予約についてはシステムを止めているので、給食費のお金の引き落としは停止してい

る状況である。

安良岡教育長

中学校は一月前に予約を完了するので、いつ再開するかというのは来週ぐらいには決めなくてはいけない。それに合わせて申込の最終日も決まってしまうので、どうしようかと悩んでいるところである。それから3月分の食材については引き取っていただいた業者もあって、その業者がいろいろなこども食堂とか、そういうさまざまな活動をしているところに食材を提供していただいたという話をNPOを経由して聞いている。今回、他の市で話があったように、鎌倉の場合は給食センターで大量に購入はしていないので、それほど食材の廃棄につながるようなものは無かったと聞いているところである。

山田委員

そのあたりの迅速な取組、ふるさと納税も含めてすごく素晴らしいと思う。これは補正予算の話なのだが、給食の話が出たので伺いたい。今度仮に再開をした場合は5月11日以降であるかと思うが、その間は皆さんマスクを取るようになるであろうが、どういう形で給食を提供し、給食をいただく環境を作るのかというところはもう考えているのか。これはここでお話をいただけなくても結構だが、1か月後のことであるため、もし何かお分かりになれば教えていただきたい。

教育部次長

小学校を11日から始めるということで、基本的に普段は向き合っただけの班を作って食べるところなのであるが、しばらくの間、前を向いて食べるとか、間隔をどこまで空けられるかはなんとも言えないのであるが、基本的には前を向いて授業と同じように食べていこうかということも検討している。特に1年生については、最初非常に時間がかかる部分もあるので、例えば、手洗いをきちんとやっていこうとか、そういったところも徹底していこうか。あとは複数対応をできればと考えている。

(報告事項アは了承された)

イ 鎌倉市立小中学校における一斉臨時休業に係る専決処分の報告について

安良岡教育長

次に報告事項のイ「鎌倉市立小中学校における一斉臨時休業に係る専決処分の報告について」報告をお願いします。

教育部長

報告事項イ「鎌倉市立小中学校における一斉臨時休業に係る専決処分の報告について」、報告させていただく。

それでは議案集の4ページをご参照いただきたい。報告にあたりこれまでの経過も踏まえ

ながら報告をさせていただきたいと思う。鎌倉市教育委員会では新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として学校保健安全法第 20 条の規定に基づき、令和 2 年 3 月 3 日から同 3 月 25 日までの間、鎌倉市立小学校及び中学校の一斉臨時休業を行ったところである。しかしながら、令和 2 年 4 月 2 日に神奈川県教育委員会教育長から全県的な 2 週間の臨時休業等の協力依頼がある等、引き続き児童生徒の感染リスクを軽減させ、その健康を守る事を第一とすべきとの観点から、学校長と協議を行う等慎重に検討を重ねた結果、令和 2 年 4 月 3 日に鎌倉市教育委員会教育長による専決処分を行い、全ての小中学校を令和 2 年の 4 月 7 日から 4 月 17 日まで臨時休業することとした。その専決処分後の令和 2 年 4 月 7 日であるが、先程ご報告させていただいたとおり、新型インフルエンザ等対策措置法第 32 条の規定に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言が内閣総理大臣によって行われ、その宣言に基づく神奈川県知事からの措置要請等があった。このことを踏まえ令和 2 年 4 月 8 日に市立小中学校の一斉臨時休業を令和 2 年 5 月 6 日までと期限を延長する専決処分を行ったところである。なお、先程教育長からお話いただいたように、入学式及び始業式については小中学校とも 4 月 6 日に実施をしている。

(質問・意見)

下平委員

本当に今緊急事態でやむを得ない状況でこのような事情になっているということ、それから休業中も先生方が資料を届けてくださったり家庭訪問しているというようなことも伺っているのだが、報道でも盛んにいわれているように、私たち人間というのは心にはとても重要な栄養素として、ふれあうこと、認め合うことというのが必要なのである。そういうものが明らかに減っているので、親もそうであるし、子どもも心が非常に不健康な状態になりやすいというのは本当に危ういことだと思う。心が不健康になると、まずどういう現象が起こるかということ、自己否定、自虐的行為、それと人を攻撃するという他者否定の行為、この両方の行為が顕在化してくる。盛んに言われているように、家庭内ではどうしても親子というのは明らかにパワハラ関係であるから、力ある親が自分の心が不健康になっていることによって、それが子どもに影響を与えるというのは当然予想ができることである。あとは日頃から引きこもりがちなのは依存症が急激に進むだろうと予測される。以前、教育委員会でもお話ししたように、依存症というのは心身症の中でもすごく怖い病気でどんどん深まっていってしまう。例えば、子どもがゲーム依存になってゲームを取り上げて、それがやがてアルコール依存や薬物依存になっていたり、それから人間関係の中で起きるとそれが DV に発展したりという危険性を非常にはらんでいる。本当に今考えなければいけないのは、子どもたちが引きこもることによって依存症にかかってしまうとか、あるいはパワーある親たちによる痛ましい被害に遭ったりということにならないように考えるというのは本当に重要なことだと思う。先生方もお忙しいとは思いますが、とにかく皆で手分けしてできるだけ電話なり訪問なりで子どもたちの様子を見ていただく。それから対応にあたる親たちの言動の中にちょっと不健全なものが見えないかとか、そういうものを発見した時に、ただ気付いた、見て回っただけで終わっては何ものならないので、それに対してどういう対応を取って連携していくのかというのを今真剣に話し合っておかないと、実際に学校が開校されてから大きな問題に繋がります。

かねないと思う。考えてくださっているとは思いますが、是非ともそこは教育委員会として真剣に取り組んでいただきたい問題だと思ふのだが、そのあたりに関して、今教育指導課等ではどのように考えているのか少し伺いたい。

教育部次長

今、各学校で先程おっしゃられた家庭訪問はなかなか接触という部分でできないのだが、例えば宿題とかを持っていくのにポストイングを考えている。当初は家庭訪問も考えたのだが、以前は3月の時点ではそういうのも十分できたのだが、今はもうとにかく接触しないというのが1番出ているので、ポストイングをしていこうと考えている。校長会と何ができるのか、例えばホームページを出していこうとか、連絡メールでお知らせしていこうとか、そういういろいろなことを検討している。

下平委員

ポストイングで教材を届けるだけでは全く観察ができなくなるので非常に怖いと思う。例えば先生が何時から何時までの間このあたりを回るといって子どもに手を振らせるとか、密接に関わらなければ、長時間会話したりしなければよいと思うので、顔をちゃんと見る、それが不可能なら電話で声を聴く等の何か観察の手掛かりになるようなものを残しておかないと、後で大変なことに、かえって先生方がご苦労なさることになったら困ると思うので、今後慎重に考えていただきたいなと思うので願います。

齋藤委員

大変な中で配慮してくださって取り組んで、校長会とも真剣に話し合ったださっているというのはよく分かる。配慮の中の一つに、先生方がある程度の時間を決めて地域訪問をしている、それも人数がいっぱいというよりも、ちゃんと筋道を立てて計画的に職員の人数、地域ごとにやられているということで相当努力してくださっているというのを聞いている。そのような中でたまたま子どもが外におり、その子どもの話によると、外に出ていて先生に叱られるかと思ったということである。つまり、今の緊急事態宣言が出ている様子をよく理解している家庭の子どもだと思った。その時に先生の声かけが「元気で過ごすのよ」と、あとは諸注意を軽くして、その子たちも安心して離れていったということである。そういうことが、今下平委員も心配していらっしゃるが、日々の先生方と子どもの繋がりにもなる。それから、大変だとは思ふが、保護者と地域訪問の時に会って様子もある程度は掴めているのではないかということをととてもよいことだと感じている。

私が今心配しているのはテレワークである。我が家の息子もテレワークになったから家庭で子どもと過ごしていることや仕事はちゃんと部屋でやっているという話を聞くのだが、そうすると先生方も少しは緩和されているかと思う。いつものように出勤し密接な関係でやっているばかりではなく、少し緩和して配慮していかなければいけない部分もあるかと感じているところである。私学の学校によってはパソコン等で宿題等が流れてくるということをしているみたいだが、そこまでできなくても、ポストイングとか電話連絡もしているようで、そういう先生の声の聞こえと保護者も子どもも安心する。我々大人も外を見てああ気持ちよいと思つても、新型コロナウイルスと言われたらドキっとしてしまう。だからそういう点でも

子どもたちとの繋がりを大事にしていくことは非常に重要だと日々思っている。

山田委員

学習状況についてだが、3月から5月、学校がある期間でいえば約2か月ぐらい、勉強が遅れているかと思うのだが、特に中学3年生は受験生だと思うのでどうなっているのかと、本当に試験までに範囲が終わるのか、全国的な問題とはいえ、普通に学校がある地域もあると思うので、鎌倉市の子どもたちが遅れを取らないようにしていかなければならないのではないかと懸念している。先程、齋藤委員がおっしゃったように、私立は一部オンラインの家庭環境を確認して、グーグルクラスルームなどを通じて、とりあえず顔を合わせたり、クラス替えがあったので新しいメンバーで顔を合わせたりとか、そういったことが行われていると思うし、私が理事をしているブリティッシュスクールはもうこのコロナが始まった2月末から休校になって、翌々日から全部オンラインで授業を配信して、オンタイム、リアルタイムで先生が授業をして、家庭で子どもたちが受講して宿題をオンラインで送信してということをしている。もちろん教育制度とか、それから私立か公立かというそういった事情もあるとは思いますが、それをすぐにやろうということではないのだが、とはいえこういうことがあった時に、学校に普通に通って先生と対面してお友だちと会ってという今まで当たり前だった環境が決して当たり前ではなくなる時があって、それがこんなに長引く、そして先が見えないという状況があるということは、私たちにまざまざと目を覚ませという感じで今突きつけられていると思う。皆平等にとはいろいろあるとは思っているのであるが、どうしたらよいか、なるべくたくさんの人たちに今この状況を解決するためにどういうことができるかということの一つとして、オンライン配信というのは環境を整えてやっていかなければならないことなのではないかと思う。たぶん電話回線があれば音だけは聞けるとか、今いろんなツールがあるのでクラスを結ぶようなこともできると思う。まずは先生が声かけをして顔を見せられる人は見せて、できない人は声だけよいというような形で、何かしら個人がそこにいるという感覚を持てるような時間を作るとか、一堂に会するようなことが無理であれば、先程から出ているように先生が個別にお電話するとか、オンラインに繋がった人はよいが、繋がらなかった人には個別に電話するとか、先生と生徒が必ず親を介してとか、ポストを介してとか、書面を介してとかではなく、少なくとも直接声は交わすということを密にやっていった方がよいのではないかと思っている。そのあたりの可能、不可能含めて何かあったら教えていただきたい。

教育部次長

先程山田委員もおっしゃっていたように、先が見えないというのは、我々も先生方も同じように1番苦慮しているところである。我々もいろいろな検討はさせていただいている。例えば何ができるかといえば、eラーニングという学習支援ソフトの配信をしているものがあるのだが、そういったものを紹介する、特に中学校ではそれを今使っている。小学校も同様にそれをやれるようにしている。あとは市のホームページ上には、学校でこういうソフトがあるから使ってみようというようなことをお知らせしている。そのように学校からも配信してもらったりしているのだが、顔が見える環境というところになるといろいろな整備等も当然関係してくるので、ただそこは今できることを教育委員会としても、または校長会と連携

しながら相談している、検討しているところではある。そのようにできる環境は考えていかなくてはいけないと思っている。

下平委員

先が見えないといえば、いつでも私たちは先は見えてなくて、今こしかなないのである。特に前例踏襲が全然成り立たない状況になっている訳であるから、ここは本当に未来のために大規模な考え方の転換を図らないといけない時だと、今それが突きつけられているのではないかという気がする。私もいろいろな団体に所属しているが、私みたいな年齢になるとどうしても固執しやすいし、新しいものが知らないからこそとっつきにくいのだが、そういう時だからこそ校長会だけではなくもっと若い先生たちをどんどん巻き込んで、若い先生たちは YouTube とかそういうものが凄く得意でらっしゃるし、今ここで何ができるのか。そしてことが収まった時点でまた是正するべきところは直せばよい訳だから、今ここで本当に少しでも子どもたちのために何ができるのかというアイデアを、どんどん若い人たちから吸収して、大胆な発想で大胆なことをやってよいのではないかと思う。そしてその後の收拾とか責任はベテランとか経験者がしっかりと取るということで、ぜひ画期的な考え方を導入して対応して欲しいと思う。とにかく今はこういう流れでやっていくとあっという間に1か月くらい経ってしまう訳であるから、できることを今やっていくということがとても大事なのではないかと感じる。

教育部長

山田委員、下平委員のおっしゃるとおりであり、教育部として今プロジェクトチームを作ってあたってもらっている。それは、専決処分で先程言った GIGA スクールの関係でネットワークのお金が減ったこともあるのだが、文部科学省のいう当初の GIGA スクール構想では約4,000台入れられる予定で今年度予算がついているので、それをいち早く入れてもらうための努力をしている。中国からの物が入ってこないとか元々のところで物が無くなってしまっている状況がある中で、それをどのように4,000台入れていくのかということと、プラスアルファで今回のコロナに関連した緊急経済対策ということで、先程申し上げた大都市圏の7都府県を中心に先取りのような形で優先的にお金をつけていただけるという状況もあるので、そこでお金を取って子どもたちにタブレットを配れるような対応をしていきたいと思っている。とりあえず4,000台の方は早急に入れるが、残り8,000台についてはまた専決処分をしたり、なかなか入ってこないという状況がある。それ以外で別途何かできないかというところについては、市長部局の協力もいただいている中で、市長部局の遊軍チーム、それだけを専属に考えて対応するチームを作っている。そこでも検討して教育環境を、例えば朝の健康観察だけでもネットで顔を見て分かるような対応ができないかとか、そういった取組をしていけるようさまざまな検討はしているので、それは1か月2か月先ではなくて、なるべく早くやっていきたいとは思っている。しかし、端末だけはどうしても納入状況があるのでなんとも言えないところはあるが、そういった取組も併せてやっていきたいと教育部で取り組んでいるところである。

下平委員

いろいろ取り組んでくださっているということで安心したが、端末自体が足りなくて一人に1台ずつそれができないのであれば、一斉配信でということにはできない訳であるから、そうなった時に学校に来るとなると通学路も心配であるから、何かこう1クラスを少人数に分ける、あるいは地域別に10人ぐらい集まって距離を取りながら少しの時間だけでもオンラインで先生が1人だけついて授業をして帰る。今後これが長引くようであれば、何かちょっと集える場のようなものを考えておかないと、本当にいろいろな意味での差が明らかになってしまうから怖いという気がする。ぜひいろいろ考えていただきたい。

教育部長

オンラインの関係は今ご説明したとおりで、それ以外にもお話があったように、家庭内のトラブルが出てくる可能性もある。3月、4月もほぼ1か月休校していく中で、とりあえず今は緊急事態宣言という言葉の中で家庭でも落ち着いている状況もあるのかもしれないが、1週間経ち2週間経っていく中で、どのような対応をしていかなければいけないのか、教育委員会としても相談体制をしっかりと取っていかなければいけないと思っているところである。市長部局でもこども相談課であったり乳幼児の健診に関連する相談対応といったような取組をされているので、オンラインだけの顔が見える関係だけではなくて、そういった相談体制であったり、あとはもう少し落ち着いてきた段階で子どもたちがのびのびと遊べるような登校日を設けるとか、そういった体制も考えていかなければいけないと思うのだが、今はとにかく外出の自粛等もあるので、そこは慎重に判断をさせていただきたいと思っている。

山田委員

さまざまなご検討をいただいていることは分かったし、ありがたく思っているのだが、とはいえ今月末で2月下旬からもう2か月近くになる訳であり、休校の時間というのは大体それぐらいになると思うのだが、まるまる2か月の学校の勉強量というのは結構多いと思う。一度これが収まったら、なるべく学校で皆で活動するような、もちろんコロナの安全が確保できたらの話ではあるが、今とばしている運動会とか皆で楽しく交われる時間を学校の活動の中で増やしたいのではないかとということも考えると、勉強はなんとか仕組みを作れば個々でもできないこともないし、もちろん新しいことを習う訳であるから先生の指導もなく自宅で進めるというのがそもそも大変だというのはよく分かるのだが、そこをどうしたらよいかというところは、工夫とか、先程下平委員がおっしゃったような若い方のアイデアとか、テクノロジーとか古い方の知見とか、いろいろなものを合わせて、本当に早急に対応しないと、検討してもう2か月经ってしまうと、次また検討していたら休校が終わってしまうということに簡単になってしまうと思うし、貴重な時間をどのように使うかというのは考えていただきたい。全員が同じ状況を作れたことを確認してからG0を出すのではたぶん遅いと思う。今時なんらかのIT環境にある人というのが大半だと思うので、そうでない方をどのようにできるかという考え方で、一人だけ持ってないから全員がそれを享受できないというのではなくて、なるべく皆のことを広く考えた場合にどうするのが鎌倉市として1番よいかという方向で、全員を同じように平等にすることが今はとても難しいと思うので、その中で最大、1番すべきことというのを考えていただければと思っている。

朝比奈委員

今のお話にも関わるのだが、その各家庭のインターネット環境とか端末、個別に所有している機械にウェブカメラがあるかとか、そういう環境の調査というのをしておいて、今山田委員がおっしゃっているように、とりあえず揃わない、たぶんタブレットを揃えるというのはいさばらく無理だと想像ができるので、あるものでやっていくしかない。家庭にあるものを組み合わせる、例えば使い古したデジカメをウェブカメラに替えるというような方法もたぶんあると思う。チームを編成したっておっしゃっていたからそういうことを含めて考えているかと思うのだが、そういう調査をしていただくと、いちいち新しいものでなんとかしようと思わなくても、実はできるということがあり得るので、意見として申し上げておく。

教育部次長兼教育総務課担当課長

先程の報告事項アの補正予算のところの説明の中で、学校の臨時休校を3月3日からという説明をさせていただいたが、臨時休校については3月3日からという形になり、3月2日については一旦登校して学活をしてそのまま下校という形になったので、給食を提供しなかったのは3月2日からという形で訂正をさせていただく。

(報告事項イは了承された)

ウ 令和2年度(2020年度)鎌倉市教育センター実施事業計画について

安良岡教育長

次に報告事項のウ、「令和2年度(2020年度)鎌倉市教育センター実施事業計画について」について報告をお願いします。

教育部次長

事業内容についてはお手元にお配りした別紙資料のとおりである。「令和2年度 事業計画(案)」の7ページ、8ページをご覧いただきたい。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当初予定していた1学期に行うはずであった市教育センター企画研修会は中止し、今年度の学校支援研修会についても中止の判断をした。今後の状況を踏まえて検討していきたいと考えている。

(質問・意見)

安良岡教育長

別紙の教育センター資料「令和2年度 事業計画(案)」のところで、いろいろな事業があるのだが、横線を引いてあるところが全て中止ということによろしいか。

教育部次長

そのとおりである。

安良岡教育長

下平委員にも研修で何かお願いしていたか。

下平委員

8月に予定がある。

安良岡教育長

8月はまだ決まっていないのか。

下平委員

まだ決まっていないようである。

安良岡教育長

朝比奈委員にもいろいろとお世話になっている。

当面は1学期ということでもいいのか。

教育部次長

そのとおりである。

(報告事項ウは了承された)

エ 行事予定について (令和2年(2020年)4月15日～令和2年(2020年)5月31日)

安良岡教育長

次に報告事項のエ「行事予定」について、記載の行事予定について特に伝えたい行事等があればよろしく願います。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長兼文化財施設課長

文化財部について、資料の6ページに記載の行事予定であるが、こちらは国宝館及び歴史文化交流館の開催予定のものについてであるが、先程の冒頭でのご報告のとおり、現在5月6日まで両館とも閉館が決まっており、それ以降についても今のところは、最終決定はしていないが、開館見込のない状況が続いている。ただ、予定表については本来の教室ということで載せてはあるので、その点だけご了承いただきたい。

安良岡教育長

5月6日以降予定をしているということ、ただこれも延びるかもしれないということであ

る。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第1号 鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について

安良岡教育長

次に日程の2、議案第1号に入る。「鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の2、議案第1号「鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について」提案の理由の説明をする。議案集8ページをご覧ください。現在耐震工事中の鎌倉生涯学習センターについては、令和2年10月再開に向けて準備を進めているところであるが、ホール、ギャラリーの利用については先行して12月利用分からシステムによる予約受付を開始する予定である。予約受付を開始するにあたり鎌倉市生涯学習センターの利用料を鎌倉市生涯学習センター条例で規定する必要があるため、その施行期日を予約システムによる受付を開始する令和2年5月1日とするものである。

安良岡教育長

これは閉館するにあたり、一度取り消した。それについて予約を始めるにあたって元に戻すということである。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第1号は原案とおり可決された)

3 議案第2号 鎌倉市生涯学習センター条例施行規則及び鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について

安良岡教育長

次に日程の3、議案第2号「鎌倉市生涯学習センター条例施行規則及び鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議題の説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の3、議案第2号「鎌倉市生涯学習センター条例施行規則及び鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について」提案の理由を説明する。議案集9ページをご覧ください。鎌倉市生涯学習センターの施設等の使用予約を事前に開始することに伴い、鎌倉市生涯学習センター条例施行規則及び鎌倉市教育委員会施設管理規則の文言の整理等が必要になるため、改正しようとするものである。

議案集10ページをご覧ください。第1条及び第2条では先程議案1で報告したとおり、鎌倉生涯学習センターの使用予約の受付を令和2年5月1日から開始することに伴い、鎌倉市生涯学習センター条例施行規則について、使用方法等を規定するための文言の整理をしている。続いて12ページをご覧ください。第3条では鎌倉市教委員会施設管理規則の別表の施設の区分に鎌倉生涯学習センターを追加する。施行期日はこの規則中第1条の規定は令和2年5月1日から、第2条、第3条の規定は鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の施行の日とする。経過措置として令和2年10月及び11月の鎌倉生涯学習センターの施設等の使用方法等などについては別途定めることとする。

(質問・意見)

安良岡教育長

これは学習センターを削除したものをまた元に戻す、追加するということか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

こちらの改正については5月から鎌倉生涯学習センターのホール及びギャラリーの受付を開始するという事になるので、基本的に閉館前の規則に戻すという形のものになっている。

(採決の結果、議案第2号は原案のとおり可決された)

4 議案第3号 令和2年度(2020年度)教育部工事年間計画について

安良岡教育長

次に日程の4 議案第3号「令和2年度(2020年度)教育部工事年間計画について」を議題とする。学校施設については学校施設課長から、生涯学習センターについては生涯学習センター所長から議案の説明をお願いするとなっているが、これは全て教育部次長兼教育総務課担当課長から説明させていただく。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程4、議案第3号「令和2年度(2020年度)教育部工事年間計画について」内容の説明をさせていただくが、説明に入る前に1点ご報告をさせていただく。現在、新型コロナウイルスの影響による鎌倉市の歳入の落ち込みが予想されるため、財政課によって令和2年度の鎌倉市全体の予算に再査定が入っている状況である。

教育部及び文化財部の工事案件についても同様であり、現時点で削減対象となっている工事案件についてはこれから説明する「令和2年度(2020年度)教育部工事年間計画について」には入っていないので、予算の再査定の結果、執行を認められた際に臨時会等を開催させていただき適切に処理をさせていただき予定である。

議案集の21ページ、22ページをご覧ください。本件は鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第5号に基づき見積価格が1件1,200万円を超える工事の計画策定についてお諮りするものである。令和2年度(2020年度)工事年間計画表をご覧ください。

始めに小学校の部分である。第二小学校ほか3校の「トイレ改良」は、平成30年度から3か年の事業として実施している「トイレ環境改善事業」の最終年度の工事として当該4校のトイレ洋式化や多目的トイレの設置を行うものである。続いて御成小学校の「旧講堂改修」は御成小学校旧講堂改修を行うもので工期は20か月を予定している。

続いて中学校である。第一中学校ほか3校のトイレ改良は小学校同様に当該4校のトイレ洋式化や、多目的トイレの設置などを行うものである。以上で学校施設課関係の工事案件について説明を終了する。続いて生涯学習センター関係について説明する。現在、休館をしている鎌倉生涯学習センターは本年10月の再開に向けて、引き続き、耐震改修工事を実施する。

(質問・意見)

下平委員

今、この状況下で継続していた工事、私たちが学校見学に行った時に、実際今工事中だったところがあるのだが、その工事に関してはどうなのか。順調に行われているのか、それともやはり工事自体も中止になっているのか、伺いたい。

教育部次長兼教育総務課担当課長

令和元年度の工事に関しては順調に進んで、完了している。先程ご説明した、御成小学校の講堂や、トイレ改修と、あと生涯学習センターの耐震改修については継続して、これから進めていく形になる。今のところ予定どおり進んでいる状況である。

下平委員

生活に密接に関わる事項ということで工事の人たちも気を付けながらやってくださると思うのだが、考えようによっては子どもたちが登校して来ないこの時期に、一気に助けていただいでできてしまえば、本当にありがたいと思う。

やはり今できないことを見てしまうと不自由になるが、逆に今だからできることができるよと考えると、逆に今だからできることというのもたくさんあるのではないかと感じる。

安良岡教育長

これでトイレの改修工事も全校終わるのだが、これが終わると1番初めにトイレ改修した

学校が古くなってきてしまっていて、そこをどうするのか、というのもまた課題があるのだが、子どもたちからもトイレがきれいになって良かったという声がたくさん聞こえている。

(採決の結果、議案第3号は原案とおり可決された)

5 議案第4号 令和3年度(2021年度)に使用する使用教科用図書の採択方針について

安良岡教育長

次に日程の5、議案第4号「令和3年度(2021年度)に使用する使用教科用図書の採択方針について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

教育部次長

日程第5、議案第4号「令和3年度(2021年度)使用教科用図書の採択方針について」を説明する。

議案集は23ページから26ページをご参照いただきたい。令和3年度(2021年度)に本市で使用する教科用図書の採択にあたり、その方針を定め、採択までの事務手続き等を滞りなく進めていこうとするものである。

「1、基本的な考え方」は、(1)国、県の方針等を踏まえて採択する、(2)公正、適正を期し採択する、(3)本市の児童、生徒にふさわしいものを採択する、の3点とする。

「2、採択の手続」については、これまで文部科学省から公正かつ適切な教科書採択の実施について、留意事項が示されていることを受けて、次の手続きにより教科用図書を採択する。

小学校用教科用図書については、令和元年度(2019年度)に採択した教科用図書と同一のものを採択する。

中学校用教科用図書については、令和2年度(2020年度)は採択替えの年度であり、採択に必要な事項を調査研究するため、教科用図書採択検討委員会を設置し、教科の種目ごとに比較検討・調査研究を行い、その報告を受けて採択することとする。

なお、検討委員会の会議は、公正な検討を行うため、非公開とする。また、作成した報告書等は採択した後に公開する。

特別支援教育関係用教科用図書については、鎌倉市特別支援学級設置校長会において文部科学大臣から送付された特別支援学校用教科書目録、一般図書一覧等を基に調査研究を行い、その報告を受けて採択することとする。なお、特別支援教育関係用教科用図書については、一人ひとりの特性や教育的ニーズに合った図書を採択する必要があることから、毎年採択を行うこととしている。

続いて「3、採択の日程」については記載のとおりである。小学校及び中学校用教科用図書については8月の臨時教育委員会会議において採択する。特別支援教育関係用教科用図書は7月の定例教育委員会において採択する。

最後に「4、その他」とし、各学校での調査研究のため、5月から6月にかけて中学校を対象とした教科用図書見本の巡回展示を実施する。また、一般市民向けには、鎌倉市教育委

員会にて6月に教科用図書見本の展示会を予定している。

(質問・意見)

下平委員

特に今までの採択と大きく変わったところがあるのかということを確認したいのと、これに関しても現状を鑑みると、今までどおりいくとはどうも思えない。8月の採択の会議も明らかに三密なので、何か今年度はこういう非常事態だからということで、特別な対策を考えなければいけないのではないかと思う。

さらに5月の検討委員会も皆で顔を合わせてというのは難しくなるだろうし、巡回だとか展示とか、そういうことも今までどおりできるとはどうも思えない。大勢の人が手に取るというのはやっぱり難しいかもしれない。今までどおり順調にできれば本当にありがたいことだけでも、そうならない可能性もあるので、そこも踏まえて、ご検討いただいていると思うが、お考えを伺えたらと思うし、引き続きご検討いただきたいと思います。

教育部次長

まず1点目だが、基本的には今までどおりの形で進めていこうと考えている。それと今後のことなのであるが、今のところまだ文部科学省と県からは特にこうして欲しいというのは来ていない。ただ、先程委員もおっしゃったように、県の報告書もまだどうなるかも最終的には分かっていない。見本の本についてもやっと届きはじめたというところなので、最終的には8月31日までに採択するという方針があるので、それに則って行う。

昨年度は8月5日に行っているのですが、今のところはその日程で組んではいるが、今後どうなるかはまだ何とも言えないところではあるが、いろいろな想定の中で準備はしている。同じように会場についても狭い空間という訳にはいかないなので、なるべく広く使えるようなところも含めて、今検討している。

安良岡教育長

全国の子どもたちへ、教科書会社が印刷して準備するためには、各県が8月30日までにまとめないと、たぶん印刷が間に合わないのだと思う。国が早く、採択は延ばすとか何か指示してもらえないと、あるいは中学校の実施は延ばすとかならないのかとは思っている。そうしないとなかなか難しいという思いはある。

しかし、ここにあるように小学校の教科用図書については昨年度採択したもの、中学校については今年度新たに採択替えということであるので、また皆さまにはいろいろ見ていただき、まだ日程は決まっていないが、8月上旬くらいには臨時の教育委員会を開いて採択していただきたいと思う。

山田委員

今、教育長のおっしゃったとおりで、採択の進め方自体もこのままいくのかというのがあがるが、そもそも今回のコロナで私たちは何を学ぶかを考えた時に、従来どおりの教科書の在り方と教科書の採択が、果たして日本としてよいのかは、皆考えているところであると思う。

それは鎌倉市教育委員会でどうこうできる話ではないので、例えば文部科学省に対して、今採択の時を迎えるけれども、オンラインと教材のあり方について抜本的に国として考えて欲しいというような要請は出せるのか。

要はこの事態を教訓にして、よりよい教育に生かしていかなければいけないと思うがいかがか。

安良岡教育長

採択についてなのか、教科書についてなのか、どちらか。

山田委員

教科書についてである。採択の時を今年迎える訳で、一つには採択を延ばすのがよいのではないかと思う。それに際して、これから採択していく教科書の候補が従来の形でよいのかどうか。それは鎌倉市だけでなく、いろいろな所が考えてはいるとは思うのだが、それをどういう形で国に届けばいいのか。国もすでに考えているかもしれないが。

安良岡教育長

教科書についてはデジタル教科書を進めていくことの一つに GIGA スクールがある。今もデジタル教科書を参考的にいろいろな会社を作っているのだから、そういう方向が進んでいくのだろうと思う。その時にどのように教科書を市町村が選ぶのか、どういう方法がよいのか、私もまだ分からない。

山田委員

ここで深く話す必要はないが、そのままデジタルが導入されるのであれば、今までどおりの厚みも含めた教科書である必要があるのか、デジタルと平行して使うなら、デジタルの方に含まれているから、こちらにはいらんというところが出てくるかもしれないし、こういう有事の時にバックアップとしてデジタルの比重を多くするとか。ここだけで議論できることでもないし、決められることではないが、コロナの影響を大きく受けた地域とそうでない地域も日本の中にはあると思うので、鎌倉市として教科書の採択を迎えるに際し、そもそも教科書という物に対して国が教科書のあり方を再考していただけるのかを提起するのはどうなのかと思った次第である。

下平委員

おそらくそれは出版社が教科書の編集委員会を立ち上げて、各界の方々が加わっている訳で、そこで教科書のあり方、どういう教科書を作りたいかと話し合われている。見本の本もそろそろ届くわけで、この事態になる前に立ち上げられて作られた物だから、今回見本として届く教科書は、この事態に即していない。今までと同じような形で届くだろうとは思っている。ただ、そういうことに関わっている方々、出版社、文部科学省もこの事態を受けて、今後教育のあり方ももちろんだが、教科書をどう作るか、私たち以上に感じていると思うので、明らかに来年度以降は変わってくる可能性は高いと思う。

安良岡教育長

要望として、教科書採択がこういう時期でどうできるのか、県の教育委員会には話を伝えたいと思う。

(採決の結果、議案第4号は原案とおり可決された)

6 議案第5号「鎌倉市就学支援委員会の委員の委嘱について」

安良岡教育長

日程の6、議案第5号「鎌倉市就学支援委員会の委員の委嘱について」を議題とする。

教育部次長

日程の第6、議案第5号「鎌倉市就学支援委員会委員の委嘱について」の提案理由を説明する。議案集の27ページから29ページをご参照いただきたい。鎌倉市就学支援委員会は鎌倉市就学支援委員会条例に基づき設置し、その委員の任期は2年としている。

現在の委員の任期は令和2年(2020年)4月30日までとなっているため、委員の委嘱を行おうとするものである。委嘱する委員は議案集28ページのとおりとし、27名を委嘱することとする。なお、1番の医療に関係を有する団体が推薦するものについては推薦者が決定次第、別途委嘱することとする。また委嘱者の任期は鎌倉市就学支援委員会条例第3条第1項により委嘱の日から2年間とする。

下平委員

27ページに27名となっているのだが、28ページに28まであるが、これは1番の方がまだ決まっていないからとりあえず今27名でということで、1番の方が決まった段階では最終的には28名になるという理解でよろしいか。

教育部次長

そうである。

(採決の結果、議案第5号は原案とおり可決された)

安良岡教育長

それでは日程の7については非公開とするので傍聴者及び関係職員以外の退室をお願いする。

7 議案第6号「教科用図書採択検討委員の委嘱について」

安良岡教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって、4月定例会を終了する。